防衛 省、文部科学省、 国土交通4 省省 令 第 号

特定化学 物 質 \mathcal{O} 環 境 \mathcal{O} 排 出 量 \mathcal{O} 把 握等 及 U 管 理 \mathcal{O} 改 善 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る法 律 施 行 令 \mathcal{O} 部 を改 正 す る 政

令 和 年 政 令 第二二 百 八 + 八 号) \mathcal{O} 施 行 に 伴 \<u>'</u> 並 び に 特 定 化学 物 質 \mathcal{O} 環 境 \mathcal{O} 排 出 量 \mathcal{O} 把 握 等 及 び 管 理 \mathcal{O}

改善 \mathcal{O} 促 進 に 関する法律 平 成 十 年 法 律 第 八 十六号) 第五 条 第 項 及び 第二 項、 第六条 第 項 並 び に 第二

+ 条 \mathcal{O} 規定に基づき、 特定: 化学 物質 の環境 0 排出量 の把握等及び管理 の改善の 促進に関する法律 施 行 規

令 和 する省令を次のように定める。

兀

[年三月三十

日

則

 \mathcal{O}

部

を改一

Ē

財 務 大 臣 鈴 木 俊

文部 科学大臣 末松 信 介

厚生 労働大臣 後藤 茂之

農林 水 産 大 臣 金子 原二 郎

経 済 産 業 大 臣 萩 生 田 光

国土交通大臣 斉藤 鉄 夫

環境 大臣 Щ \Box 壯

防 衛 大 臣 岸 信 夫

特定: 化学 物 質 \mathcal{O} 環 境 \mathcal{O} 排 出 量 \mathcal{O} 把 握等 及 Ţ 管 理 0) 改 善 \mathcal{O} 促 進 に関 はする 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

る省令

特定 化 学 物 質 \mathcal{O} 環 境 0 排出量 0 把握等及び 管 理 \mathcal{O} 改 善 $\overline{\mathcal{O}}$ 促進に関する法律施 行 規則 平 平成十三年 文部 閣土交

環 境 省、 厚生労働省、 財 務 省、

令第一 号) *(*) 部 を次のように改正する。

通産学省省省、府、

次 \mathcal{O} 表によ ŷ, 改 正 前 欄に掲げ げる規定 の傍線を付 した部 分は、 これ に順次対応する改正後欄に掲げる規定

 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た 部分 \mathcal{O} ように改 め、 改 正 後 欄 に二 一重傍 線 を付い L た規定で改正 前欄 に これ に . 対 応するも 0) を 掲

げ 7 1 な 1 ŧ 0) は、 これ を加える。

法律第七十九号)第二十一条第一項(同法	
業所にあっては、下水道法(昭和三十三年	業所にあっては、次に掲げる事項
ニ 下水道終末処理施設が設置されている事	- 二 下水道終末処理施設が設置されている事
イ〜ハ [略]	イ〜ハ [略]
こと。	こと。
一事業所ごとに、次に定める事項を把握する	事業所ごとに、次に定める事項を把握する
号に定めるところにより行うものとする。	号に定めるところにより行うものとする。
化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各	化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各
第四条 法第五条第一項の規定による第一種指定	第四条 法第五条第一項の規定による第一種指定
(排出量及び移動量の把握)	(排出量及び移動量の把握)
改正前	改正後

	づく測定の対象となる第一種指定化学物
	九十七号)第十八条の三十五の規定に基
[新設]	(2) 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第
	量
	一種指定化学物質の当該施設からの排出
	の規定に基づく水質検査の対象となる第
	の三十において準用する場合を含む。)
	号) 第二十一条第一項(同法第二十五条
[新設]	(1) 下水道法(昭和三十三年法律第七十九
排出量	
なる第一種指定化学物質の当該施設からの	
含む。)の規定に基づく水質検査の対象と	
第二十五条の十八において準用する場合を	

貿の当該施設からの排出量

ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭

和四十五年法律第百三十七号)第八条第一

項に 規 定す Ś 般 廃 棄 物 処 理 施 設 又 は 同 法

第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理

施設(へにおいて単に「処理施設」という

。)が設置されている事業所(令第三条第

二十号又は第二十一号に掲げる業種に属す

る事業を営む者が有するものに限る。)に

あっては、次に掲げる事項

(1) (3) [略]

三十五

の 規

定に基づく測定の対象となる第一種指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭

ホ

和四十五年法律第百三十七号)第八条第一

項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法

第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理

施設(へにおいて単に「処理施設」とい

う

。)が設置されている事業所(令第三条第

る事業を営む者が有するものに限る。)に二十号又は第二十一号に掲げる業種に属す

あっては、次に掲げる事項

化学物質の当該施設からの排出量

へ 処理施設が設置されている事業所(当該

事業所を有する事業者が有する他の事業所

(把握対象第一種指定化学物質に該当する

第一種指定化学物質があるもの又は把握対

象特定第一種指定化学物質に該当する特定

第一種指定化学物質があるものに限る。以

下へにおいて「特定その他事業所」という

)において生ずる廃棄物を処分する処理

施設が設置されているものに限る。)にあ

っては、次に掲げる事項

(1) · (2) <u>略</u>

(3) 大気汚染防止法第十八条の三十五の規

へ 処理施設が設置されている事業所 (当該

事業所を有する事業者が有する他の事業所

把 握 対 象 第 種 指 定 化 学 物 質 に 該 当 す る

第一種指定化学物質があるもの又は把握対

象特定第一種指定化学物質に該当する特定

第一種指定化学物質があるものに限る。

下へにおいて「特定その他事業所」とい

う

)において生ずる廃棄物を処分する処理

施設が設置されているものに限る。)にあ

っては、次に掲げる事項

「新 ・ (2) 「略]

以

	居	及	無	第	啠	対	別 表				
	属化合物)	及び有機金	··機化合物	7一分類 (質分類名	7.応化学物	3(第七条関係)	一• 三 [略]	ト・チ	化学物	定に基
第百十二号、	九号、第	九十一号、	第五十	令別表第	化学物質	上欄の分	孫)		略	化学物質の当該施設	定に基づく測定の対象となる第
	第百五号、第	第九	号、	一第一号、		の分類に属する第				施設からの	の対象とな
第百五十六号、	第百十一号	十七号、第九	第六十二号、	第四十		る第一種指定				からの排出量	
第	7	十	第	八 号		定					種指定
	属化合物)	及び有機金	無機化合物	第一分類(質分類名	対応化学物	別表(第七条閏		ト・チ		
第八十七号	号、	び有機金十四号、	機化合物第三十	一 分 類 (質分類名 化学物質	応化学物	別表(第七条関係)	二•三 [略]	•		
第八十七号、第八十八号、		び 有 機 金 十	機 化 合 物	分		応化学			・チ		

、第四百六十五号、第五百五号
四百四十五号、第四百五十八号
百十四号、第四百四十四号、第
十八号、第三百七十九号、第四
号、第三百七十五号、第三百七
第三百六十一号、第三百六十三
三号から第三百五十五号まで、
号、第三百十四号、第三百五十
、第二百八十三号、第三百十一
十九号から第二百八十一号まで
号、第二百七十七号、第二百七
第二百七十四号、第二百七十六
百六十四号、第二百七十二号、

号五天第	第三百	三百七十四号	八号、第	から第三	四号、第	二号、第	、第二百三十	二百三十五号、	四十四号	三十二号
第四百五十三号及び第四百、第四百五号、第四百十二	第三百九十四号、第三百九十	四号、第三百八十七号、第三百三十三号、第	第三百二十一号、第三百	ら第三百九号まで、第三百十	第三百五号、第三百七号	第二百七十二号、第三百	三十九号、第二百四十	五号、第二百三十七号	、第二百三十四号、第	、第百三十七号、第百

六号、第二百九号、第二百十一	百六号、第二百七号、第二百十
まで、第百八十五号、第百八十	第二百二号、第二百四号、第二
第百七十六号から第百七十九号	、第百八十九号、第百九十号、
第百六十三号、第百六十四号、	百八十三号まで、第百八十七号
) 五十九号まで、第百六十一号、	七十一号、第百八十一号から第
水素化合物 十九号、第百五十七号から第百	水素化合物 五十一号、第百五十四号、第百
化鎖状炭化 号まで、第百三十一号、第百四	化鎖状炭化 百四十七号、第百五十号、第百
びハロゲン一、第百二十六号から第百二十八	びハロゲン百三十七号、第百三十八号、第
素化合物及しら第百七号まで、第百二十三号	素化合物及第百二十九号、第百三十号、第
鎖状炭化水 二号、第九十四号、第百三号か	鎖状炭化水 九号、第九十号、第百二十号、
第二分類 (令別表第一第三十六号、第七十	第二分類 (令別表第一第五十四号、第八十
学物質	指定化学物質
五十六号に掲げる第一種指定化	及び第五百八号に掲げる第一種

第四百四十二号に掲げる第一種
三十六号、第四百三十九号及び
ら第四百二十九号まで、第四百
百二十四号、第四百二十七号か
二十号、第四百二十三号、第四
三号、第三百九十三号、第四百
、第三百三十七号、第三百四十
第三百三十号、第三百三十一号
三号から第三百二十六号まで、
一号、第三百四号、第三百二十
百三十八号、第三百号、第三百
十五号、第二百三十六号、第二
二号、第二百十三号、第二百三

二号に掲げる第一種指定化学物	<u></u>
百八十六号まで及び第三百九十	
まで、第三百八十四号から第三	. 1. 1
三百八十号から第三百八十二号	<u></u> →1
八十九号、第三百五十一号、第	n I
四号、第二百八十八号、第二百	I
二百八十一号まで、第二百八十	
十三号、第二百七十九号から第	r I
号、第二百六十二号、第二百六	—— ——

質

	合物)	炭化水素化	有する鎖状	ンの構造を	ド又はケト	、アルデヒ	、エーテル	アルコール	二卜口系、	アミン系、	第三分類(
ら第二百五十号まで、第二百五	百四十五号、第二百四十八号か	百五号、第二百二十四号、第二	百六十六号、第百七十号、第二	四号、第百七号、第百九号、第	号から第八十八号まで、第九十	から第七十九号まで、第八十六	まで、第六十七号、第七十五号	号、第三十七号から第四十一号	十八号、第二十九号、第三十四	、第十七号、第二十一号、第二	令別表第一第十二号、第十五号	指定化学物質
	合物)	炭化水素化	有する鎖状	ンの構造を	ド又はケト	、アルデヒ	、エーテル	アルコール	二卜口系、	アミン系、	第三分類(

四百六十号、第四百六十四号、
三十一号、第四百三十四号、第
十五号、第四百十六号、第四百
四号、第三百六十五号、第四百
、第三百六十二号、第三百六十
第三百四十一号、第三百六十号
百三十八号、第三百三十九号、
十七号、第三百三十五号、第三
第三百二十二号まで、第三百二
三百十六号、第三百二十号から
第三百七号、第三百十五号、第
百六十七号、第二百九十四号、
十二号、第二百五十三号、第二

掲げる第一種指定化学物質	
二十三号及び第四百三十七号に	
百七号、第四百十一号、第四百	
八十九号、第三百九十号、第四	
五号、第三百七十九号、第三百	
、第三百六十六号、第三百七十	
第三百十九号、第三百五十九号	
二百九十五号、第三百十七号、	
八十五号、第二百九十二号、第	
ら第二百七十八号まで、第二百	
 百七十四号、第二百七十六号か	

二百四十二号、第二百四十七号	六十二号、第二百三十七号、第	化合物) 七号から第百六十号まで、第百	炭化水 八号、第百二十三号、第百五十	有する 第六十一号、第八十号、第九十	体の構 号、第三十五号、第三十六号、	はその一十八号、第三十二号、第三十三	ボン酸まで、第十三号、第十四号、第	分類(一令別表第一第二号から第十一号	指定化学物質	及び第五百四号に掲げる第一種	号、第四百九十号、第五百一号	
		素化合物)	鎖状炭化水	造を有する	誘導体の構	系又はその	カルボン酸	第四分類(

号、第百九十三号、第百九十七	状炭化水素	化水素 百八号、第百七十四号、第二百	- 状 炭 化
一号、第六十二号、第百五十二	その他の鎖	の鎖一号、第八十二号、第百	その他
令別表第一第四十三号、第六十	第五分類(7類(令別表第一第四十六号、第八十	第五分
		一種指定化学物質	
		及び第四百九十四号に掲げる第	
		四百七十四号、第四百八十四号	
		六十八号、第四百六十九号、第	
		六号、第四百六十六号、第四百	
指定化学物質		、第四百三十七号、第四百四十	
第四百四十三号に掲げる第一種		号、第三百七十六号、第四百号	
十号まで、第四百三十四号及び		第三百五十六号、第三百六十八	
号、第四百十四号から第四百二		、第三百八号、第三百十七号、	
十二号、第三百六号、第三百十		、第二百六十四号、第三百五号	

化
合
物
$\overline{}$

号、

号、 第二百二十二号、 第 二百 兀 + 第 号

化合物)

第四 号、 号、 第四 + 五号、 号から第四 第四百六十二号に掲げる第一種 四十五号、 百九十一 二百六十八号、 第三百十三号、 号、 百九号、 第三百二十九号、 第二百二十号、 第百九十八号、 百三十三号、 第二 号 第三百七十八号、 一百四 第二 百五十九号まで及び 第四 第三百九十六号、 十 第二百七十五号 百 第 四 第三 百二十四号、 五. 十九号、 号、 第二百二十 第二百十二 百二十八 百 第三百三 五十七 第二 第二 第 百

七十

号、

第三百

七十

-七号、

第

百百

八十号、

第 四

百

+

九

号

第

兀

百三十五

号、

第 四

百

兀

+ 七

号

九号、

第三百十八号、

第三百

匹

第三百七十号、

第三

四

第二百

九十七号、

第三

第

百

五.

十四号

第二百

八

百二十五

八十号、

第五

百六号

第五

百

七

号、

第四

百七十九号、

第 四

百

第四

百六十三号、

第 四

百

七

十

号、

第五百十号から第五百十二

物質			
十六号に掲げる第一種指定化学			
十八号、第四百号及び第四百三			
号、第三百九十七号、第三百九		掲げる第一種指定化学物質	
六号、第二百九十七号、第三百		五十二号及び第四百八十二号に	
号、第二百九十号、第二百九十	水素化合物	·合物 十八号、第四百五十号、第四百	水素化
一号、第二百二号、第二百四十	化単環炭化	炭化号、第三百四十七号、第四百四	化単環
五号、第百六十五号、第百八十	びハロゲン	ゲン 第三百三十二号、第三百四十二	びハロ
第百九号、第百十号、第百二十	素化合物及	[物及]第二百八号、第二百七十五号、	素化合
号、第八十三号、第九十七号、	単環炭化水	化水 号、第百六号、第百四十九号、	単環炭
令別表第一第五十三号、第八十	第六分類(類 (令別表第一第七十三号、第百三	第六分
		る第一種指定化学物質	
指定化学物質		号まで及び第五百十五号に掲げ	

	第一種指定化学物質	まで及び第三百九十号に掲げる	百五十七号から第三百五十九号	十六号、第三百四十六号、第三)	素化合物 九号、第二百六十号、第三百三 水	環炭化 、第二百二十七号、第二百二十 る	を有す 十号、第百九十七号、第二百号 構	アゾ系の 十四号、第百二十五号、第百八 は	ロ系又百十八号、第百十九号、第百二二二	アミン系 号 第七十号 第百十三号 第1 ア
					水素化合物	る単環炭化	構造を有す	はアゾ系の	二卜口系又	アミン系、
一号、	十九号、	号、	第二百十六号まで、	第二百五号、第二百十四号から	四号、	七号、	六号、	十一号、	第百号から第百二号まで、	号、

百七号、第二百八号、第二百四	四十号、第二百九十五号、第三
合物) 第二百一号、第二百四号、第二	合物) 八号、第二百三十二号、第二百
炭化水素化 第百四十三号、第百七十五号、	炭化水素化三号、第二百一号、第二百二十
有する単環 第百三十六号、第百四十二号、	有する単環七号、第百四十六号、第百六十
ンの構造を、第百二十九号、第百三十号、	ンの構造を第百二号、第百十号、第百二十
ド又はケト号、第百二十号、第百二十一号	ド又はケト五号、第九十五号、第百一号、
、アルデヒ十八号、第七十九号、第八十六	、アルデヒ五十八号、第八十四号、第八十
、エーテル 第六十九号、第七十四号、第七	、エーテル、第四十三号、第五十七号、第
アルコール号、第二十四号、第六十四号、	アルコール 五号、第三十一号、第四十二号
第八分類(一令別表第一第十七号、第二十三	第八分類 (令別表第一第二十四号、第二十
第一種指定化学物質	
号及び第四百三十二号に掲げる	
第三百四十五号、第三百四十八	

第一種指定化学物質	号及び第四百九十九号に掲げる	第四百六十一号、第四百六十二	百五十一号、第四百五十七号、	号まで、第四百四十九号、第四	号、第四百十号から第四百十二	第三百八十七号、第三百九十一	百二十九号、第三百八十一号、
	げる	<u>+ </u>	号、	第四	+ =	+	号、

十号、第四	七十三号、	七号、第三	、第三百六十五号、	三百四十四号、	三十六号、	十号、第三	号、第三百) 第三百二十号	第二百九十	百六十四号	十六号、第二
第四百四十号、第四百四号、第四百八号、第四百八号、第四百	第三百九十九号、第	第三百六十八号、第三百	十五号、第三百六十	号、第三百四十九号	第三百四十三号、第	第三百三十五号、第三百	第三百二十四号、第三百三	十号、第三百二十二	四号、第三百十一号	、第二百八十七号、	二百五十五号、第二

単環炭化水 号、第二百四十六号、第二百六 単環炭化水 七十一号、5	造を有する一号、第二百十四号、第二百十六 造を有する 十六号、第1	誘導体の構 号、第百九十一号、第二百十一 誘導体の構 号、第二百-	はこれらの 号、第百七十九号、第百八十八 はこれらの 、第二百三・	アン酸系又号、第百七十六号、第百七十八 アン酸系又 第百八十八日	若しくはシ 号、第百六十一号、第百六十八 若しくはシ 第百六十二日	系、炭酸系 号、第百三十九号、第百四十八 系、炭酸系 第百四十七日	系、窒素酸 十五号、第七十二号、第九十三 系、窒素酸 三十八号か	系、硫黄酸 、第五十六号、第六十号、第六 系、硫黄酸 第百八号、第	カルボン酸七号、第五十二号、第五十三号カルボン酸号、第四十	第九分類 (令別表第一第四十五号、第四十 第九分類 (令別表第一等	げる第一種は	
七十	_) 、第二百三十六号、第二百六十	第百八十八号、第二百二十二号) 第百六十二号、第百八十四号、	第百四十七号、第百五十四号、	三十八号から第百四十号まで、			(令別表第一第三十号、第三十四	げる第一種指定化学物質	一十一条ので第四百五十一条に掛

	六十七号、第四百七十三号、第
	八号、第四百五十三号、第四百
種指定化学物質	号、第四百十七号、第四百三十
び第四百四十九号に掲げる第一	五号、第四百六号、第四百十三
百四十四号、第四百四十五号及	四百一号、第四百三号、第四百
十八号、第四百四十二号、第四	号から第三百九十七号まで、第
号、第四百二十五号、第四百二	第三百九十二号、第三百九十四
六号、第四百一号、第四百十三	三百五十号、第三百八十二号、
、第三百六十九号、第三百七十	百四十号、第三百四十五号、第
化合物) 三百五十八号、第三百六十一号	化合物)百十二号、第三百十三号、第三
環炭化水素 号から第三百五十六号まで、第	環炭化水素第三百三号、第三百六号、第三
び脂環式単一、第三百五十号、第三百五十二	び脂環式単百七十一号、第二百九十八号、
素化合物及 三百三十四号、第三百三十七号	素化合物及 十三号、第二百六十六号、第二

				化合物)	環炭化水素	その他の単	第十分類(
号及び第五百十四号に掲げる第	四号、第五百九号、第五百十三	ら第二百九十一号まで、第四百	百八十五号、第二百八十九号か	五十七号、第二百七十号、第二	九号、第二百三十四号、第二百	九号、第百九十二号、第二百十	令別表第一第六十八号、第六十	種指定化学物質	号及び第五百二号に掲げる第一	五号、第四百九十六号、第五百	、第四百九十三号、第四百九十	四百七十七号、第四百八十五号
				化合物)	環炭化水素	その他の単	第十分類(

百九号、第四百四十号、第四百四十号、第四百四十号、第四百四十号、第四百四十号、第四百四十号、第四百四十号、第四百四十号、第四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十	十三号、第三百八十八号、第	号、第三百五十二号、第三五	第三百三十四号、第三百五-	第二百七十三号、第三百十月	百五十六号、第二百六十五日	十七号、第二百四十四号、第二百四十四号、第二百四十四号、第二百四十四号、第二百四十四号、第二百四十四号、第二百四十四号、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	十七号、第百八十六号、第二	 	水素化合物 五十九号、第六十三号、第五	(多環炭化 号、第五十号、第五十五号、	第十一分類 令別表第一第十九号、第四-	一種指定化学物質
			第三百三十四号、第三百五十	第二百七十三号、第三百十号、	百五十六号、第二百六十五号、	七号、			物五十九号、	炭化 号、第五十号、	分類令別表第一第十九号、	一種指定化学物質
		/ 1		ı	ı	<u> </u>	ΗΙ			\14 1	, <u> </u>	
十六号から第四百四十八号まで	٦	N	``	第三百四十号、	号、	第二百三十一号、	第百九十号、) 号、	水素化合物 三十八号、	(多環炭化)、	第十一分類令別表第一	

化合物
\mathcal{O}
原
(三原子環
第十二分類

三百四十四号、第三百八十五号
三百二号、第三百三十三号、第
八十八号、第二百九十九号、第
一号、第二百六十二号、第二百
、第二百五十九号、第二百六十
二百五十一号、第二百五十八号
三十三号、第二百三十九号、第
十号、第二百三十一号、第二百
八号、第二百二十号、第二百三
百九号、第二百十号、第二百十
百九十八号、第二百三号、第二
三号から第百九十六号まで、第
四号、第百八十五号、第百九十

複素環化合	(その他の	第十三分類										
第六十四号、第六十六号、第七	号、第二十六号、第二十七号、	令別表第一第十六号、第二十二	質	一号に掲げる第一種指定化学物	第四百八十九号及び第四百九十	百七十五号、第四百八十七号、	十四号、第四百五十五号、第四	号、第四百四十三号、第四百五	第四百二十六号、第四百四十一	四百十八号、第四百二十一号、	、第四百七号、第四百八号、第	、第三百八十九号、第四百二号
複素	(その	第十三分										
複素環化合	の 他 の	三分類										

、第二百七十八号、第二百八十
二百六十八号、第二百六十九号
四十三号、第二百五十五号、第
三号、第二百二十六号、第二百
号、第二百十五号、第二百二十
号、第百七十三号、第百九十九
号、第百六十七号、第百七十二
第百四十三号まで、第百五十五
第百三十五号、第百四十号から
第百二十一号、第百三十四号、
百十四号から第百十六号まで、
号、第九十六号、第百四号、第
十一号、第八十三号、第九十二

物

六号、 七号、 六号、 十五号、 三百二十六号、第三百三十八号 四十四号、 二百四十九号、 二十三号、 第九十号、 第二百八十三号、 第二百十七号、 第百八十七号、 第二百九十一号、 第七十六号、 第二百四十三号、 第百五十号、 第百十三号、 第三百二十五号、 第二百四十八号、 第九十一号、 第二百五十八号 第百七 第二百八十 第百九十九 第八十一号 第二百二十 第百四· 第三百 第二百 十 二 第 第 第 九

十二号、第四百三十三号、第四
五号、第四百三十号、第四百三
、第四百二十二号、第四百二十
三百九十八号、第三百九十九号
八十四号、第三百八十六号、第
ら第三百七十四号まで、第三百
百六十九号、第三百七十二号か
十六号、第三百六十七号、第三
号、第三百四十九号、第三百六
、第三百十九号、第三百二十八
二百九十三号、第二百九十六号
八十七号、第二百九十二号、第
二号、第二百八十六号、第二百

質 第四 四百三十九号、 第四百二十九号から第四百三十 五号に掲げる第 七十号、 百八十八号、 号まで、 第三百四十 百 第三 五十四号及び第四百五十 第三百八十三号、 第四 百五十七号、 第四 第四 百三十五号、 種指定化学物 百二十二号、 百五十号、 第三百四十 第三百 第三 第

様式第一を次のように改める。

備考 表中の [] の記載は注記である。	指定化学物質	及び第五百三号に掲げる第一種	四百八十三号、第四百八十八号	百七十号、第四百七十八号、第

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

月 日

主務大臣(都道府県知事)殿

(ふりがな) Ŧ 届出者 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項

の規止に。	トリ、 弗一位	生怕化化	子物頁	貝の併出里及の	か 惨 男	重について、火切と	[わり油け田は	: 9 0
事業所	事業者の	^{ふりがな)} 名称						
	沙 1 亚 F.							
	法人番号前回の届出における	全 称						
		4177 ふりがな)						
	事業所の							
	前回の届出における	名称						
			干	_				
	事業所の原	近在 地				都道 府県		市区 町村
	()	ふりがな)				/ 1/1 / 1/1		H1 시·1
事業所に:	おいて常時	吏用され	る従	業員の数		人		
事業所に		業		種		名	業種コー	・ド
おいて行 われる事	主たる	事業						
業が属す		尹 未						
る業種								
	定化学物質の					別紙番号1~	のとおり	
との有無	法第6条第 (該当する)			係るものであ ること)	るこ	1. 有 2. 無		
担当者	部 署							
(問い合	(ふりがな)							
わせ先)	氏 名							
	電話番号							
	電子メール							
	アドレス							
※受理日	年	月	日	※整理番号				

備考1

- 本届出書は、事業所ごとに作成すること。 法人番号の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、当該法人番号を記載すること。 と。法人番号がない場合は空欄とすること。 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日)における当該事業所の人数を記載すること。 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、次欄以降にその他の業種を記載すること。 2

- 5

- 種を記載すること。 種を記載すること。 担当者の欄には、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。 ※の欄には、記載しないこと。 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元 コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

別紙番号	
------	--

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指	旨定化学物質の名称	
第一種排号	旨定化学物質の管理番	単位 kg mg-TEQ(ダイオキシン類の場合)
排出量	イ 大気への排出	
	ロ 公共用水域への 排出	排出先の河川、湖沼、海域等の名称
	ハ 当該事業所にお ける土壌への排出 (ニ以外)	
	ニ 当該事業所にお ける埋立処分	埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動	移動先の下水道終末処理施設の名称
	ロ 当該事業所の外 への移動(イ以外)	
	当該第一種指定 化学物質を含む 廃棄物の処理方 法又は種類	廃棄物の処理方法(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破砕・圧縮 03 油水分離 06 最終処分
		廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃タ゚ラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他
※整理都	香号	

- 備考1
- 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄には、第一種指定化学物質の管理番号の順に付した通し番号を記載すること。管理番号は「PRTR届出の手引き」を参考とすること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)を記載すること。
 4 第一種指定化学物質の管理番号の欄には、当該第一種指定化学物質の管理番号を記載すること。管理番号は、「PRTR届出の手引き」を参考とすること。
 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 7 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 8 ※の欄には、記載しないこと。
 9 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

都道府県知事

(ふりがな) 届出者 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第 12条第1項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の 使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

担当者 (連絡及 び問い合 わせ先)	(ふりがな) 氏 名	
わせ先)	部署	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※識別	番号	

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

(ふりがな) 事業所の 名 称		
所 在 地	〒 - 都道 府県	市区 町村
(ふりがな)		

- 備考 同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次葉 を使用すること。 法人にあっては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及
 - び連絡先を記載すること。
 ※の欄には、記載しないこと

 - 届出書の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(前葉からつづき)

(ふりがな) 事業所の 名 称	
所 在 地	〒 - 都道 市区 府県 町村
(ふりがな)	

(ふりがな) 事業所の 名 称	
所 在 地	〒 一 都道 市区 府県 町村
(30 9 113 14)	

(ふりがな) 事業所の 名 称		
所 在 地	〒 - # # # # # # # # # #	
(ふりがな)		

(ふりがな) 事業所の 名 称		
所 在 地	〒 - # # # # # # # # # #	市区 町村
(ふりがな)		

附則

(施行期日)

1 この 省令 は 令 和 五. 年 匹 月 日 か 5 施 行する。 ただし、 第四 条 \mathcal{O} 改 正 規定: 並 び に 次項 及び 附 則 第

匝

項の

規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和三年度における特定化学物質の環境 への排出量 の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (以下

法 という。 第五条第 項 \mathcal{O} 規定による第一 種 指定化学物質 \mathcal{O} 排 出 量 及び 移 動量 \mathcal{O} 把握 につい て は

この省令に よる改 正 後 \mathcal{O} 特定 化学 物 質 \mathcal{O} 環 境 \mathcal{O} 排 出 量 \mathcal{O} 把 握 等 及 Ţ 管 理 \mathcal{O} 改 善 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る法 律 施 行

規 則 以 下 施 行 規 則 という。) 第四 条 第 号ニ (2)ホ (4)及 び (3) \mathcal{O} 規 定 は 適 用 L な

3 施 行 規 則 様 式第 0 規 定 は、 令和六年 度以降に お ける法第 五条第二 項 \mathcal{O} 規定による届 出につ いて、 施行

規 則 别 表 \mathcal{O} 規定は、 令和六年 度以降に お ける当 該届記 出に係る法第六条第 項 \mathcal{O} 規定による請求につい て、

項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る請 求 に つ 1 て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 による。

それぞ

れ

適

用

Ļ

令

和

五

年

度

に

お

け

る法

第

五.

条第二

項

 \mathcal{O}

規定による届出及び当該

届出

に係る法第六条第

(届出の方法等に関する暫定措置)

4 令和四年度から令和六年度までの間においては、 施行規則第五条第一項中「六月三十日まで」とあるの

月三十一日まで)」とする。

は、「六月三十日まで(第十一条の規定により同条の電子情報処理組織を使用して届出を行うときは、七